

私立 平成国際大学

取組名称 **資格取得支援によるキャリア形成**

取組担当者 **教授・キャリアセンター長 鳥居 勝**

1. 本学の概要

本学は、学校法人佐藤栄学園によって、1996(平成8)年4月に設置された。本学園は、1971(昭和46)年の創設以来、創立者佐藤栄太郎が掲げた「人間是宝」の建学の精神を理想に、初等中等教育から高等教育までの各段階で、かかる精神の具現化を図ろうと諸学校を設置し、本学はその一翼を担う高等教育機関として誕生した。本学の教育目的としては、国際化・情報化時代に貢献し、法分野の実務に強く、現代社会の複雑な課題に対する問題解決能力を有する人材の養成を目指すこととしている。また、小規模な単科大学ではあるが、4コースを設けた間口の広い法学部であり、将来の進路選択にあわせての履修が可能となっており、多様な科目による少人数教育を実施し、正規のカリキュラムにキャリア教育を組み込み、社会的・職業的につながる就業力を身につけられるような体制を整えている。充実したスポーツ施設も有しており、クラブ活動が盛んな大学であり、大学の正課授業のみならず、課外活動を行うことにより、人間関係能力やコミュニケーション能力等の重要な資質を形成できるようにしている。また、台湾の各大学とも交流協定を結び、毎年留学生を受け入れており、国際色豊かな大学である。

2. 本取組の概要

近年、自分に自信が持てないために就職活動への準備が遅れる学生が目立つ。本学では、企業が欲しがる人材、企業が求めている能力・資格の養成を目指しており、学生自らが、目標に向かって努力することや目標を達成して得られる自信を持たせることが重要と考える。法学部として学生時代に努力した成果をアピールする材料として、国家資格の中でも難易度が高く、企業が求めている能力・資格として代表的な宅建主任者と行政書士の資格を取得させたい。資格の魅力や資格取得後の将来像について受験指導を行い、相互理解を深める中で学生自身の適切な判断に基づく進路選択

を支援する。本取組を実施することで、学生自らが考え、主体的に行動できる幅広い職業人としての学士力と就職満足度の向上を目指す。

3. 本取組の趣旨・目的・達成目標

(1) 趣旨・目的

本取組は、就職力向上及び就職満足度向上を図り、自らに自信を持ち主体的に行動できる人材育成、すなわち企業や社会が求める人材育成に資するため、社会的にも必要性の高い国家資格(宅建主任者、行政書士)の取得を支援する。資格取得に向けた学習は、本学において履修する法律科目の理解度を深めて優秀な成績を収めることにもつながり、資格取得後は、目標に向かって努力することの大切さ、目標を達成した際の充実感を体験させることや、その結果として、自らの将来像について主体的に考え、行動できる人材の育成を目的とする。

(2) 達成目標

本取組の達成目標は2点である。1点目は宅建試験、行政書士試験のいずれかの合格であり、2点目は資格試験対策として学習することで法律科目の理解度を深め、正規科目(法律分野)の履修においても優秀な成績を取得させることである。資格取得及び成績向上によって学生が自信を持って就職活動を行うことができ、就職満足度(志望企業内定率)100%の達成を目標とする。

4. 本取組の具体的内容・実施体制

(1) 具体的内容

本取組は、資格取得支援によるキャリア形成について、学生の就職力向上とその支援体制の一層の充実・発展を目指すプログラムであり、内容は以下のとおりである。

(i) 告知

就職力向上、希望進路実現を目的とした資格取得支援体制（資格試験対策講座の実施）の概要をDM等の手段で全学生及び保護者に対して告知する。

(ii) 説明会の実施

資格取得支援体制（資格試験対策講座の実施）説明会及びガイダンスを行い、講座受講希望者の調査と資格試験対策講座の実実施計画について、学生に対して説明する。その際、学生に対して受講を強制するのではなく、自分の将来像を考えさせて、自ら判断させる。

(iii) 資格取得希望調査

宅建主任者講座、行政書士講座の受講希望者の募集を行い、受講希望者数の調査を行う。個別指導の観点から、受講希望者が予定数を超えた場合は、選抜試験を行い受講者の選定を行う。予定数は、各講座50名とする。

(iv) 進路相談

2010(平成22)年宅建試験及び2011(平成23)年行政書士試験の結果を調査して、合格者及び不合格者に対して専任のキャリアコンサルタントによるカウンセリングと進路相談を行う。特に不合格者に対しては、1回の失敗で断念するのではなく2011(平成23)年試験の再チャレンジを促す。

(v) 対策講座の実施

2011(平成23)年試験合格を目標に、外部の資格指導校と提携して、専任講師の派遣や専門教材の提供を受けて試験対策講座を実施する。(写真1～4) 派遣される専任講師とは事前に打合せを行い、学習進度、目的等を伝える。目的は資格試験合格であるが、それが全てでなく、学習意欲向上による学力アップや自らの判断で目的意識を持つ重要性を把握させることも目的の一部である。



写真1 宅建主任者講座授業風景



写真2 行政書士講座授業風景

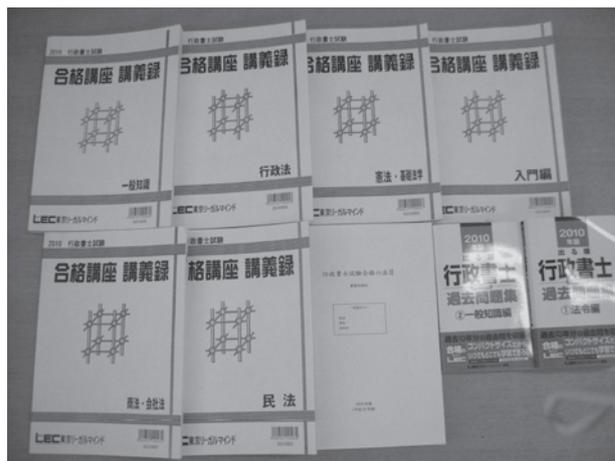


写真3 行政書士講座使用テキスト

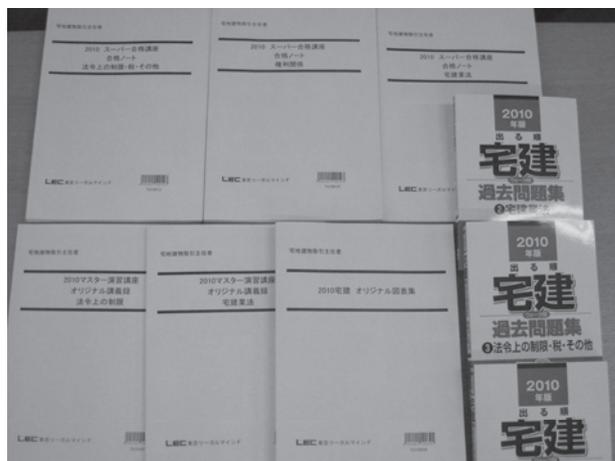


写真4 宅建主任者講座使用テキスト

(vi) 再チャレンジ講座の実施

2010(平成22)年宅建試験及び行政書士試験の不合格者を対象に、2011(平成23)年試験合格を目標とした再チャレンジ者の試験対策講座を実施する。すでに学習している知識の確認と合格レベルに必要な知識の習得のためにポイントを絞った講座を実施する。

5. 本取組の評価体制・評価方法

本取組では、資格試験の可否、取組前と取組後の学

力比較、学生個々の就職満足度の3つの観点から評価を行う。学生及び本取組に関わった資格指導企業の講師に対して、聞き取り調査の方法や、アンケート調査を行い取組実施による効果、学生の満足度及び学生個々の就職先決定後の就職満足度を調査して、取組に対して客観的に評価できる体制を構築する。

6. 本取組の実施計画等

本取組の目的を達成するため、

- ① 4月 資格取得支援体制の告知
- ② 4月 資格説明会及びガイダンスの実施
資格取得を目指す学生数の調査
- ③ 5月 宅建主任者講座、行政書士講座の受講希望者を募集 受講希望者が多い場合は選抜試験を実施
- ④ 5月～10月 宅建主任者試験対策講座並びに行行政書士試験対策講座の開催
- ⑤ 10月～23年3月 宅建主任者試験及び行政書士試験の合否調査 合格者、不合格者に対してキャリアアカウンセラーによる個別進路指導

